

労働者派遣法に基づくマージン率のご案内

2021年4月7日

株式会社正興サービス&エンジニアリング

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条第5項に基づき、当社事業所における派遣事業マージン率を公開します。

事業所名

株式会社正興サービス&エンジニアリング

派遣先の実績およびマージン率等

派遣先から当社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた額を派遣料金で除した値をマージン率といいます。

対象期間：2020年1月1日から2020年12月31日

A 派遣労働者数	B 派遣先事業所数	C 労働者派遣料金の平均額	D 派遣労働者の賃金の平均額	マージン率 (C-D) / C
2人	1箇所	33,494円	17,107円	49%

教育訓練に関する事項

派遣労働をしている社員は、それ以外の社員と同一にスキルアップ・人財育成に必要と考えられる教育訓練の機会（資格取得支援含む）を、適宜会社負担で提供しています。

その他参考となる認められる事項

派遣労働をしている社員は、それ以外の社員と同一に福利厚生サービスを提供しています。

※主な内容：社会保険（健康保険、厚生年金、労災保険、雇用保険）、通勤交通費、健康診断、弔慰金、見舞金、年次有給休暇

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

派遣労働をしている社員は、労使協定を締結しています。

なお協定書の有効期間は、2021年4月1日から2022年3月31日までの期間となっております。本協定における対象となる派遣労働者の範囲は、派遣先で設計業務に従事する従業員に適用いたします。